

◆ 令和 7 年度介護保険事業者集団指導

## 介護職員等処遇改善加算について

令和 8 年 2 月



# 介護職員等処遇改善加算について

要件概要		介護職員等処遇改善加算			
		I	II	III	IV
キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系)	職員の任用要件、それに応じた賃金体系を作り職員への周知を行うこと。	●	●	●	●
キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)	職員の資質向上のため研修計画を作り、能力評価を行う。 また、これを職員へ周知すること。	●	●	●	●
キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組み)	勤続・経験年数、資格の取得等に応じて昇給する仕組みを設定すること。 また、これを職員へ周知すること。	●	●	●	
キャリアパス要件Ⅳ (改善後の賃金額)	経験・技能のある職員の少なくとも1人以上は年額440万円の賃金とすること。	●	●		
キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士等の配置)	必要な人数の介護福祉士の配置。	●			
月額賃金改善要件Ⅰ	新加算Ⅳの加算額の1/2は職員の月額賃金改善に充てること。	●	●	●	●
月額賃金改善要件Ⅱ	前年度と比較して、旧ベア加算相当の加算額の2/3以上の基本給の改善を行うこと。 (旧ベア加算を算定していなかった事業所のみ)	○	○	○	○
職場環境等要件	決められた取り組みの中から、1つ以上に取り組む。 生産性向上については2つ以上取り組む。			●	●
	決められた取り組みの中から、2つ以上に取り組む。 生産性向上については3つ以上取り組む。	●	●		
	ホームページ等で介護職員等処遇改善加算の取り組み内容を公開していること。	●	●		

# 介護職員等処遇改善加算について

## キャリアパス要件

### ☆キャリアパス要件I（任用要件・賃金体系の整備等）

以下の(1)から(3)までを全て満たすこと。

- (1) 介護職員の任用の際ににおける職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (2) (1)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。
- (3) (1)及び(2)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、**全ての介護職員に周知していること。**

### ☆キャリアパス要件II（研修の実施等）

以下の(1)及び(2)を満たすこと。

- (1) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

(2)(1)について、**全ての介護職員に周知していること。**

### ☆キャリアパス要件III（昇給の仕組みの整備等）

次の(1)及び(2)を満たすこと。

- (1) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。

a 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

b 資格等に応じて昇給する仕組み

介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給すること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

- (2) (1)の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、**全ての介護職員に周知していること。**

### ☆キャリアパス要件IV（改善後の年額賃金要件）

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること。

### ☆キャリアパス要件V（介護福祉士等の配置要件）

サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。

次ページに表を掲載しています。

# 介護職員等処遇改善加算について

## ☆キャリアパス要件V（介護福祉士等の配置要件）

サービス区分	加算区分		
	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	-
訪問介護			
夜間対応型訪問介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防) 訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ又はⅣ
(介護予防) 通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
地域密着型特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
(介護予防) 認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
看護小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
地域密着型介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
(介護予防) 短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	併設本体施設において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり
介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	併設本体施設において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	併設本体施設において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり
介護医療院	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-
(介護予防) 短期入所療養介護（医療院）	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	併設本体施設において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり
訪問型サービス（総合事業）	併設本体事業所において旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出あり	特定事業所加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自の加算	-
通所型サービス（総合事業）	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自の加算

# 介護職員等処遇改善加算について

## 月額賃金改善要件

### ☆月額賃金改善要件 I

加算IVの加算額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善に充てること。

### ☆月額賃金改善要件 II※令和8年4月～は適用不可

令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、  
令和8年3月31日までの間において、新規に加算IからIVまでのいずれかを算定する場合

初めて新加算IからIVまでのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の2/3以上の基本給等の引上げを新規に実施すること。

その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うこと。

※令和6年5月以前に旧3加算を算定していなかった事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、新加算IからIVまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件IIの適用をうけないこととされています。



# 介護職員等処遇改善加算について

## 職場環境等要件

### 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

介護職員等処遇改善加算 III・IV : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

介護職員等処遇改善加算 I・II : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑦又は⑧は必須）取り組んでいる

区分	具体的な内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・競の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録・情報共有・請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする ※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供



# 介護職員等処遇改善加算について

## 令和8年度報酬改定による変更点

### ・対象の拡大

以下のサービスが新たに対象となる

訪問看護、介護予防訪問看護

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

居宅介護支援、介護予防支援

### ・加算率の引上げ

### ・加算区分の新設

生産性向上の取組を実施する事業所が対象(加算Ⅰ、Ⅱに追加)



# 介護職員等処遇改善加算について

## 介護職員等処遇改善加算の拡充①

### 概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。  
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
  - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
  - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
  - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

### 現行の処遇改善加算の対象サービス



注) 令和8年度特例要件: ア～ウのいずれかを満たすこと。

- ア) 訪問、通所サービス等  
→ケアプランデータ連携システムに加入（※）+ 実績報告
- イ) 施設サービス等  
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得（※）+ 実績報告  
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
- ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

# 介護職員等処遇改善加算について

## 介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率	サービス区分	介護職員等処遇改善加算											
		I		II		III	IV						
		Iイ	Iロ	IIイ	IIロ								
訪問介護		27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%						
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護		26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%						
訪問入浴介護★		12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%						
通所介護		11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%						
地域密着型通所介護		11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%						
通所リハビリテーション★		10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%						
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護		14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%						
認知症対応型通所介護★		21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%						
小規模多機能型居宅介護★		17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%						
看護小規模多機能型居宅介護		16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%						
認知症対応型共同生活介護★		21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%						
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★		16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%						
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★		9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%						
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★		6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%						
サービス区分		介護職員等処遇改善加算（新設）											
訪問看護★								1.8%					
訪問リハビリテーション★								1.5%					
居宅介護支援・介護予防支援								2.1%					
※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。													
※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記													

# 介護職員等処遇改善加算について

## 介護職員等処遇改善加算の拡充③

### 取得要件

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○	○	○	○
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額440万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○	○
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

### 令和8年度特例要件

### 生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の介護職員分の  
**加算率を上乗せ**

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。

イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

# 介護職員等処遇改善加算について

## 令和8年度計画書の提出について

介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところ、令和8年4月及び5月分を算定する場合は、**同年4月15日**までに行うこととする予定となっております。

なお、令和8年6月以降の介護職員等処遇改善加算の申請については、通常どおり介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定となります。

通知等が発出された際は、メール及び岐阜市公式HPにてお知らせいたします。

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード（介護保険） > 介護事業所・施設の指定等に関する様式 > 介護職員処遇改善加算等計画書及び変更について

URL : <https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004974/1020046.html>

# 介護職員等処遇改善加算について

## 運営指導での確認について

運営指導において具体的に以下のことについて確認させていただきます。

- ・加算要件を十分に理解しているか
- ・加算の要件を満たしてあるか
- ・就業規則等の明確な根拠規程
- ・賃金水準を適正に算定し、報告しているか
- ・賃金水準を確認できる書類が保管されているか
- ・実績報告書のとおり、処遇改善が適正に実施されているか

運営指導においては賃金水準、職員又はサービス種別毎の施設・事業所の改善額がわかる資料を実績報告書と突合します。積算の根拠となる書類や賃金台帳等、実績報告書の記載内容を証明する資料の準備をお願いいたします。